

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人（身体障害者）が、精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記の損害項目（ただし、下記の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	精神的損害
期間	自 平成23年9月1日 至 平成24年2月29日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金66万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 仮払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し支払った仮払金の一部28万5000円が精算されていないこと、及びこの仮払金の一部28万5000円について、次回以降の賠償金の支払いのいずれかの時点において精算することを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月11日

（仲介委員 遠藤昭）